

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1. 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢等のデータ

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
尾道市	49.3 歳	169 人	349,451 円	380,630 円	363,442 円	-	-	-	-
うち学校給食調理員	48.5 歳	38 人	351,492 円	359,826 円	354,244 円	調理士	41.7 歳	241,500 円	1.49
うち用務員	42.6 歳	34 人	315,070 円	345,085 円	337,555 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.53
うち清掃職員	52.8 歳	63 人	368,288 円	415,042 円	386,293 円	廃棄物処理従事員	43.6 歳	299,700 円	1.38
広島県						-	-	-	-
国	49.9 歳	4,784 人	284,679 円	- 円	320,623 円	-	-	-	-
類似団体		- 人				-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
尾道市	-	-	-
うち給食調理員	6,000,512 円	3,270,900 円	1.83
うち用務員	5,643,020 円	3,227,400 円	1.75
うち清掃職員	6,786,204 円	4,170,000 円	1.63

\* 広島県人事委員会の民間給与実態調査(技能・労務関係職種:電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員)の状況は次のとおりです。

平均年齢	平均給与月額	年収ベース
52.4歳	397.1千円	5,882.1千円

(注)平成17年から平成19年までの3年平均。平均給与月額を1.2倍したものに、特別給支給状況の額を加えた試算値です。

- \* 「年収ベースの比較」の「公務員(C)」と「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- \* 公務員においては、臨時・非常勤等の非正規職員を含みませんが、民間の算出根拠である賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとで、アルバイト等の非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではありません。
- \* 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は、事業所規模50人以上の事業所を対象としています。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

#### (2) 職種ごとの年齢別人数のデータ

区分	合計	～23歳	24歳～31歳	32歳～39歳	40歳～47歳	48歳～55歳	56歳～59歳	60歳～
尾道市	169	0	1	28	38	63	28	11
学校給食調理員	38	0	0	5	12	15	5	1
用務員	34	0	1	15	10	7	1	0
清掃職員	63	0	0	3	9	29	16	6
その他	34	0	0	5	7	12	6	4

#### (3) その他給与に関する事項

##### 給料表

一般職給料表(国家公務員の行政職給料表(一)に同じ)の5級までを適用しています

手当については、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末手当・

勤勉手当のほか、該当する職員には、特殊勤務手当として、特殊現場作業手当・清掃作業従事職員手当

年末年始勤務手当を支給しています。

昇給基準

1年間良好な成績で勤務した場合は、毎年1月1日に4号給を標準として昇給します。  
(55歳以上の職員については2号給を標準として昇給します。)

## 2. 基本的な考え方

尾道市行財政改革大綱に示しているように、事務事業の見直し、組織・機構の簡素化を行なうとともに、信頼性・サービス水準の維持向上及び費用対効果を考慮しながら民間活力の活用を検討し、国・広島県及び県内各市の同種の職種に従事する者の給与動向に注視しながら、状況に応じた給与のあり方を検討します。

## 3. 具体的な取組内容

平成8年度以降、退職者の不補充を行なっており、職員数の削減に取り組んでいます。  
特殊勤務手当について平成18年1月に、月額支給を日額支給とする改正を行なっています。  
国・広島県及び県内各市の状況と民間の類似する職種との均衡を考慮しながら、技能労務職員の給与の見直しについて検討を行ないます。

## 4. その他

平成19年度に策定した定員適正化計画では、平成22年度までに126人を削減する計画です。  
平成20年度において、事務事業の総点検を実施する中で、今後定員適正化計画の見直しを行なう予定です。